ハやりを大切

人権とはなんですか?

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間 が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利し であって、 だれにとっても大切なもの、 日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「パワハラ」についてお伝え します。

としての地位確認を求めるとと もに、会社による解雇および退 たとして、会社に対し、従業員 てくれとも述べていた。 れ、さらに、理由なく解雇され い、Aが退職するよう説得をし Aは、会社から退職を強要さ

事例に学ぶ

パワーハラスメント

された事例とは強います。 事件の概要

著しい低下などを理由に解雇通 遇し、約4年間休養していた。 告を受けた。 れも不合格となり、労働能力の の復職者訓練を受けたが、いず Aはその後、復職し、以降三度 クシーでの出勤途中に事故に遭 していたが、会社が手配したタ 「CA」という。)として勤務 (キャビンアテンダント、以下 Aは航空会社の客室乗務

赴いたものもあった。そして、 ものや、Aが断っているにもか 職前後の約4カ月にわたり、 声を出したり、 のCAの迷惑」などと述べ、大 て、Aに対し、「CAとしての能 Aの上司らは、この面談におい かわらず、Aの居住する寮まで 回以上もの面談や話し合いを行 した。また、Aの家族に直接会 力がない」「寄生虫みたいだ」「他 い、その中には8時間にわたる 『前後の約4カ月にわたり、30なお、Aの上司らは、Aの復 机をたたいたり

られた事例 おが労災として認め パワハラによる自

事件の概要

めたもの。 請求したが、同署長が支給しな 基づき遺族補償給付の支払いを 引き起こされた精神障害による たが、自殺した。Aの妻は、A の妻が当該処分の取り消しを求 い旨の処分をした。そこで、A に対し労働者災害補償保険法に ものとして、労働基準監督署長 の自殺は会社での業務が原因で Aは生前製薬会社に勤めて

職強要が原告の人格権を侵害す 損害賠償等を請求した。 る不法行為に該当するとして、

判決の概要

として無効であるとした。また 的な理由がなく、解雇権の濫用 の成立を認めた。 退職強要」として不法行為責任 る退職勧奨とは言えず、違法な し得る範囲を超えており、単な に対する言動が社会通念上許容 の頻度や「面談時間の長さ、A 会社の退職勧奨については、そ ずなされたものであって、合理 由には該当しないにもかかわら は、就業規則に規定する解雇事 は認められないから、本件解雇 力について著しい低下があると 原告のCAとしての基本的能

(大阪高裁、2001年判決)

を業務に起因するものと認め遺 当であるなどとして、Aの自殺 が認められない限り、原則とし を図った場合には、特段の事情 のが相当である。業務に起因し る程度に過重なものと評価する 的にみて、精神障害を発症させ るAの心理的負担は、一般人を と、上司のAに対する態度によ の側面があることなどに照らす 態度に、Aに対する嫌悪の感情 が過度に厳しいことや、上司の 族補償給付をしない旨の処分を て、業務起因性を認めるのが相 て精神障害を発症した者が自殺 基準として、社会通念上、 上司のAに対する言葉の内容 客観

の村」をつくりましょう。 村民みんなで「ハートがたくさん

役場

人権対策課

Aは、製薬会社のMR

(医療

族や上司などに8通の遺書を残 自殺した。 判決の概要

害、食欲不振の状態が続き、 びの喪失、自殺の観念、睡眠障 Aは、抑うつ気分、興味と喜